

# 新築工事中の消防計画作成チェック表

作 成 す る 内 容	必要項目	作 成 チエック	備考
1 工事計画及び施工に関すること。			
1 工事概要（別紙1）	▲		
2 工事工程表（別紙2）	▲		
3 関連業者一覧表（別紙3）	▲		
4 連絡体制（別紙4）	▲		
5 消防隊の主な進入経路に係る案内図（別紙5）	▲		
2 目的及びその適用範囲等に関すること			
1 目的	▲		
2 適用範囲	▲		
3 管理権原者の責任	▲		
4 防火管理者の業務	▲		
3 出火防止対策に関すること			
1 出火防止対策	○		
2 放火防止対策	○		
3 相互連絡体制等	○		
4 震災対策に関すること			
1 震災に備えての事前計画	○		
2 震災時の活動計画	○		
3 警戒宣言が発せられた場合の対応措置	▲		
5 消火器等の点検及び整備に関すること			
1 消火器等の配置場所についての周知	○		
2 消火器等の定期的な点検	○		
6 避難経路の維持管理及びその案内等に関すること			
1 避難経路の周知	○		
2 避難経路の管理	○		
3 避難経路の安全確保	▲		
7 火気の使用又は取扱いの監督に関すること			
1 火気設備の種類等	○		
2 溶接、溶断等の作業時の安全対策	○		
3 火気設備・器具の安全対策	○		
4 電気設備等の安全対策	○		
5 喫煙管理	○		
6 その他の安全対策	▲		

8 工事中に使用する危険物等の管理に関すること				
1	危険物の種類等	○		
2	危険物等の安全対策	○		
9 防火管理上必要な教育に関すること				
1	防火・防災教育	○		
2	防火・防災教育の記録の保存	▲		
3	その他	▲		
10 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること				
1	自衛消防訓練	○		
2	訓練実施記録の保存	▲		
3	その他	▲		
11 自衛消防隊等に関すること				
1	隊の編成	○		
2	自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動	○		
3	その他	▲		
12 防火管理業務についての消防機関との連絡に関すること				
	消防機関へ報告、連絡する事項	○		
別紙1	工事概要	▲		
別紙2	工事工程表	▲		
別紙3	関連業者一覧表	▲		
別紙4	連絡体制	▲		
別紙5	消防隊の主な進入経路に係る案内図	▲		
別紙6	日常の火災予防組織	○		
別紙7	日常の自主検査チェック表	○		
別紙8	火気設備・器具使用届出書	○		
別紙9	危険物品等使用届出書	○		
別紙10	自衛消防隊の編成	○		
その他				

(備考) 1 ○印は、新築工事中の消防計画を作成する上で必要な項目、▲印は、作成が望ましい項目を示す。

2 作成チェックは、工事中の消防計画の作成者が、作成した項目について「✓」印でチェックする。

3 工事現場の実態に合わせて作成した別紙については、空欄に記入する。

▲ 1 工事計画及び施工に関すること

1 工事概要

2 工事工程表

3 関連業者一覧表

4 連絡体制

5 消防隊の主な進入経路に係る案内図

## ▲ 2 目的及びその適用範囲等に関すること

### 1 目的

この計画は、 消防法第8条第1項  東京消防庁防火管理規程第18条第1項に基づき、  
\_\_\_\_\_の防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、  
火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この計画に定めた事項は、次に示す者に適用する。

\_\_\_\_\_の現場に出入する全ての者

### 3 管理権原者の責任

- (1) \_\_\_\_\_は、管理権原が及ぶ範囲内の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

### 4 防火管理者の業務

- (1) 消火器等の点検・整備
- (2) 避難経路の維持管理とその案内
- (3) 火気の使用又は取扱いの監督
- (4) 工事中に使用する危険物等の管理
- (5) 自衛消防隊の編成と活動
- (6) 防火管理上必要な教育
- (7) 消火、通報及び避難の訓練の実施
- (8) 防火管理業務についての消防機関との連絡
- (9) その他防火管理に関し必要な事項

### 3 出火防止対策に関すること

#### 1 出火防止対策

- (1) \_\_\_\_\_を別紙6「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。
- (2) \_\_\_\_\_は、別紙7「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。
- (3) \_\_\_\_\_は、自主検査の結果、異常が認められたときは、速やかに\_\_\_\_\_に報告するとともに、不備を改修し、不備発生の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。
- (4) その他

---

---

---

---

#### 2 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は、整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。
- (2) \_\_\_\_\_は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
- (3) 工事関係者以外の者の工事部分等への立入は禁止とし、\_\_\_\_\_が、工事部分等への出入をチェックする。
- (4) その他

---

---

#### 3 相互連絡体制

- (1) \_\_\_\_\_は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、防火担当責任者、火元責任者等に指導、監督を行う。

↓管理権原が分かれている場合

- ▲(2) \_\_\_\_\_は、他の管理権原者の防火管理者と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 防火担当責任者、火元責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断等の作業の事前報告、危険物品の持ち込み・使用の事前報告を\_\_\_\_\_に行う。
- (4) 各工事地区から火災が発生した場合は、他の工事地区との相互連絡体制を図る。
- (5) その他

---

## 4 震災対策に関すること

### 1 震災に備えての事前計画

- (1) 震災対策を実施する責任者は、\_\_\_\_\_とする。
- (2) 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備・器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
  - ア 工事中資器材等の転倒防止措置
  - イ 工事中足場、資材等の落下、飛散防止措置
  - ウ その他

---

---

---

- (3) その他

---

### 2 震災時の活動計画

- (1) 工事関係者は、地震が起きたら、身の安全を図るとともに、揺れがおさまったら、直近の火気設備・器具の元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、\_\_\_\_\_はその状況を確認する。
- (2) 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- (3) \_\_\_\_\_は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を\_\_\_\_\_に報告する。
- (4) その他

---

### ▲ 3 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

全ての作業を中止し、各工事区分で、次の事項について被害防止措置を実施する。

- (1) 工事中足場等で転倒、落下のおそれのあるものの除去又は補強
- (2) 全工事人へ警戒宣言が発せられた旨の周知徹底
- (3) 危険物品等の安全な場所への搬出
- (4) その他

---

## 5 消火器等の点検及び整備に関すること

### 1 消火器等の配置場所についての周知

- (1) \_\_\_\_\_ は、各防火担当責任者等を通じ、消火器等の配置場所について、各工事作業員に徹底するとともに、\_\_\_\_\_ する。
- (2) 消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度、(1)の内容の周知等を図る。
- (3) その他

---

---

### 2 消火器等の定期的な点検

- (1) \_\_\_\_\_ は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっていること及び周知された場所に配置されていることを確認する。
- (2) その他

---

## 6 避難経路の維持管理及びその案内等に関すること

### 1 避難経路の周知

- (1) \_\_\_\_\_ は、各防火担当責任者等を通じ、工事部分等における避難経路について周知徹底するとともに、\_\_\_\_\_ する。
- (2) 避難経路を変更する場合は、その都度、前(1)の内容の周知等を図る。
- (3) その他

---

### 2 避難経路の管理

- (1) 避難経路には、資材等の物品を置かせないよう徹底管理する。
- (2) \_\_\_\_\_ は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。
- (3) その他

---

### ▲ 3 避難経路の安全確保

- (1) 地階から避難階へ至る避難に利用する階段の出入口（避難階にあるものを含む。避難階は階段内側、地階は階段外側）に\_\_\_\_\_を設置し、停電時の避難口の視認性を確保する。
- (2) 地階から避難階へ至る避難に利用する階段内（避難階の部分を含む。）に\_\_\_\_\_を設置し、停電時の避難に利用する階段内の視認性を確保する。
- (3) 地階から避難階へ至る避難に利用する階段内（避難階の部分を含む。）及び当該階段の出入口の付近に、避難上注意すべき突起物、段差等に衝突及びつまずきの防止に配慮した\_\_\_\_\_し、避難経路の安全を確保する。
- (4) その他

---

---

## 7 火気の使用又は取扱いの監督に関すること

### 1 火気設備の種類等

- (1) 火気設備を使用する際は、使用する火気設備の種類・名称、数量、使用場所、使用期間（時間）、設置方法等を事前に別紙8の火気設備・器具使用届出書により\_\_\_\_\_に届け出て、承認を受けるものとする。  
また、使用する火気設備の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して\_\_\_\_\_により周知する。
- (2) \_\_\_\_\_は、使用する火気設備を事前に把握し、\_\_\_\_\_に対し、必要な指示を与え、火気設備の管理、監督を行うよう命じる。
- (3) その他

---

---

---

### 2 溶接、溶断等の作業時の安全対策

- (1) 溶接、溶断等の火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布等したり、火花が飛散する範囲（区画貫通先、目視できない箇所等の火花の落下先）及び作業周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断、難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じる。
- (2) 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行う。
- (3) 溶接、溶断等の作業を行う場合は、近くに消火器等を配置し、消火準備を行う。
- (4) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、作業状況を確認させる。
- (5) その他

---



### 3 火気設備・器具の安全対策

- (1) 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。
  - (2) 火気設備・器具周囲を整理、整頓する。
  - (3) 燃料の保管、補給を明確にする。
  - (4) 火気設備・器具の使用前、使用後の点検を確実に行う。
  - (5) その他
- 

### 4 電気設備等の安全対策

- (1) 許容電流を厳守する。
  - (2) 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置する。
  - (3) その他
- 

### 5 喫煙管理

- (1) 喫煙は、指定する場所（以下「喫煙場所」という。）以外では行ってはならない。
  - (2) 喫煙場所は、\_\_\_\_\_が指定する。
  - (3) 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。また、喫煙場所には、その旨を掲示する。
  - (4) \_\_\_\_\_は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて、水で完全に消し、処理を行うものとする。
  - (5) その他
- 
- 

### ▲ 6 その他の安全対策

---

## 8 工事中に使用する危険物等の管理に関すること

### 1 危険物の種類等

- (1) 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合は、危険物等の種類、数量、使用場所、使用期間（時間）、堆積・設置方法等を事前に別紙9の危険物品等使用届出書により、\_\_\_\_\_に届け出て、承認を受けるものとする。  
また、使用する危険物等の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して\_\_\_\_\_により周知させる。
  - (2) \_\_\_\_\_は、使用する危険物等を事前に把握し、危険物等の管理等を行う。
  - (3) 持ち込まれる危険物が指定数量の5分の1以上又は指定数量以上となる場合には、貯蔵及び取扱いの規制が変わることから消防署へ必要な届出及び申請を行い、危険物の適正な管理を行う。
  - (4) \_\_\_\_\_は、危険物等の一時保管場所を設ける際には、\_\_\_\_\_し、管理を明確にする。
  - (5) その他
- 
-

## 2 危険物等の安全対策

- (1) 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限度の量とし、常時保管しない。
- (2) 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底する。
- (3) 危険物の容器や高圧ボンベ等は、地震動等により転倒したり落下したりしないよう措置しておく。
- (4) 危険物品等を貯蔵又は取扱う場所において、火花の発生を伴う溶接、溶断等の作業は行わない。
- (5) 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。
- (6) 常に整理整頓をする。
- (7) 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。
- (8) 一時保管場所には、消火器を設置する。
- (9) 防火管理者は、防火担当責任者に適宜、貯蔵又は取扱いの状況を確認させる。
- (10) その他

## 9 防火管理上必要な教育に関すること

### 1 防火・防災教育

- (1) 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育の実施対象者、実施時期、実施回数、実施責任者は、下表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施責任者		

- (2) 防火・防災教育の内容

対象者	実施内容

▲ 2 防火・防災教育の記録の保存

\_\_\_\_\_は、防火・防災教育を実施した日時及びその内容について、  
 \_\_\_\_\_し、その記録を保存する。

▲ 3 その他

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

10 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること

1 自衛消防訓練

訓練の実施時期、参加者及び訓練内容は、下表のとおりとする。

参加者	訓練内容	実施時期	実施回数	訓練指導者		

1 1、2「自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動」に定める活動及び行動が行えるよう訓練を行う。

▲ 2 訓練実施記録の保存

\_\_\_\_\_は、訓練を実施した日時及びその内容を\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_、その記録を保存する。

▲ 3 その他

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

## 11 自衛消防隊等に関すること

### 1 隊の編成

自衛消防隊の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別紙10のとおりとし、この表を、\_\_\_\_\_の見やすいところに掲示する。

### 2 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

消火・通報・避難誘導等の担当者及び火災等を発見した工事作業員は、下記に示す基準により行動する。

#### (1) 通報連絡（情報）

ア 火災、地震その他の災害が発生したときには、各通報連絡担当は、119番通報、\_\_\_\_\_、周囲及び管理権原者、防火管理者に火災の発生を知らせる。

イ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、\_\_\_\_\_により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

エ 火災等を発見した工事作業員は、大声で「火事」を連呼し、周囲に火災発生を知らせ、人を集める。それぞれ、初期消火、通報（119番通報、防火対象物本部への通報等）などを分担する。

オ 通報連絡担当は、消防隊到着時に構内進入を容易にするため、各門及び建物進入口を開放する。

カ 通報連絡担当は、消防隊が火災現場等に迅速に到達できるよう、出火場所及び建物進入場所の位置への誘導及び説明を行う。

キ 自衛消防隊長は、消防隊指揮本部に対し、出火及び延焼状況その他必要な事項（初期消火、避難誘導、応急救護、作業員、逃げ遅れ、堅穴への落下危険箇所の状況等）の情報を積極的に提供する。

なお、作業員の人員については、\_\_\_\_\_により日常的に管理する。

ク その他  
\_\_\_\_\_

#### (2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある\_\_\_\_\_を用いて消火する。

ウ 火災等を発見した工事作業員は、近くにある\_\_\_\_\_を用いて消火する。

エ その他  
\_\_\_\_\_

#### (3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、\_\_\_\_\_を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

イ 誘導方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

ウ 避難誘導担当は、すべての作業員を緊急に避難させる場合は、\_\_\_\_\_の伝達手段を用いて行う。

エ 避難誘導担当は、\_\_\_\_\_により負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ 火災等を発見した工事作業員は、火災が大きく、初期消火不能と判断したときには、速やかに避難するものとする。

カ その他  
\_\_\_\_\_



▲別紙 1

工 事 概 要

工事名		
発注者		
工事場所		
請負者	(	
現場事務所	名称 所在地 電話 ファックス	
建築概要	建築面積	
	延べ面積	
	構造	
	階数	
	軒高	
	建物高さ	
	用途	
主要設備概要		

▲別紙 2

工 事 工 程 表

▲別紙3

関連業者一覧表

No.	業者名	工種	担当者	連絡先	緊急連絡先	火気の 取扱	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							

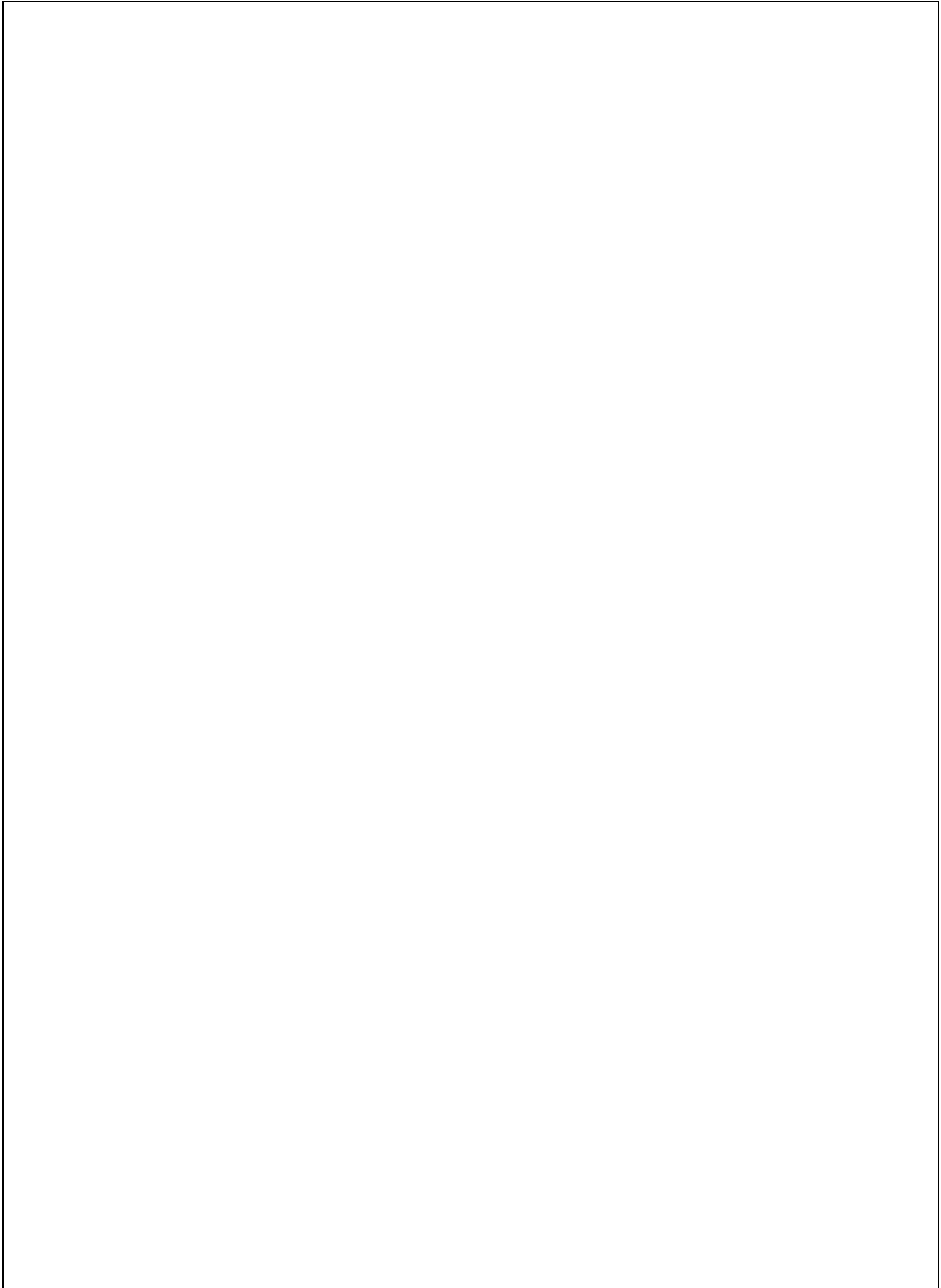


▲別紙 4

## 連 絡 体 制

▲別紙5

消防隊の主な進入経路に係る案内図



別紙6

日常の火災予防組織

	防火担当責任者	業務	火元責任者	業務

別紙 7

日常の自主検査チェック表（担当区域）

日	曜日	検査項目							備考 不備欠陥事項記入 改修状況記入 その他
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

凡例 ○…良      ×…不備      ⊗…即時改修

確認印	防火管理者

殿

届出者

火気設備・器具使用届出書

種類・名称	使用場所	期 間	使用者・安全員	設置方法等

殿

届出者

危 険 物 品 等 使 用 届 出 書

種類・数量	使用場所	期 間	使用者・安全員	設置方法等

自衛消防隊の編成

- 1 この組織編成表は、\_\_\_\_\_の見やすいところに掲示する。
- 2 各班及び班員の指定は、工事現場の規模、工事作業員の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動の内容を周知徹底する。